



東日本大震災における被災地域の皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

【一部訂正のご案内：厚生年金基金】

「従業員減少に係る掛金の一括拠出に関する規約変更申請手続き等について その3（規約例及びご説明資料のご案内）」の訂正

[平成23年12月5日付PENSION NEWS](#)にて規約例をご案内いたしましたが、内容の一部に誤りがございましたので、訂正させていただきます。

○訂正の内容

規約例

	訂正後	訂正前
第△+1条 第1項第1号 (必須規定 の条文)	設立事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の設立事業所の事業主以外の事業主 に その事業の全部又は一部を承継させる場合	設立事業所の事業主が、会社分割、事業の譲渡、設立事業所以外の事業所の新設又は設立事業所以外の事業所との合併を行い、当該設立事業所の加入員の一部を他の設立事業所以外の事業所に転籍させることにより、この基金の加入員が加入員の資格を喪失する場合

- ・特別掛金を徴収する事由として、設立事業所の事業主が「**設立事業所以外の事業所の新設**」又は「**設立事業所以外の事業所との合併**」をすることによる加入員の減少は、**「必須規定（規則第32条の3の2第1号）」の事由に含まれません。**
- ・このたびの訂正に併せて、上記のとおり「必須規定」に該当する場合の定義について、法令の趣旨が明確となるよう規約上の表現を修正しております。

○訂正後の規約例

① 「分割又は事業譲渡規定」のみについて、規約変更を行う場合の規約例

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/111205kiyaku1.pdf>

② 「分割又は事業譲渡規定」及び「任意規定」について、規約変更を行う場合の規約例

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/111205kiyaku2.pdf>

※[平成23年12月5日付PENSION NEWS](#)にてご案内した「I 規約例」のリンク先を差し替えております。

以上

